

日本セラミックス協会

技術奨励賞規程

2021年11月25日 改定 理事会承認

(総則)

第1条 日本セラミックス協会細則別表.5に定める日本セラミックス協会技術奨励賞(以下、技術奨励賞)は、この規程の定めるところによる。

(表彰内容)

第2条 技術奨励賞はセラミックスの科学・技術又は工業技術上優秀な業績を発表した者に授与する。

(表彰の件数)

第3条 表彰の件数は、次のとおりとする。

技術奨励賞 5件以内

(選考委員会)

第4条 技術奨励賞受賞者選考のため、技術奨励賞選考委員会をおく。

(推薦資格)

第5条 受賞候補者を推薦する有資格者及びその推薦し得る数は、次のとおりとする。

①特別会員代表者(複数件、推薦数に上限は定めない)

同一会社の複数の事業所が特別会員であるか、又は出向先が特別会員である場合の推薦権は次のとおりとする。

- a. 特別会員にはそれぞれ推薦権を認める。
- b. 出向者は、出向元、出向先いずれの組織でも在籍者と認める。

②支部長および部会長(複数件、推薦数に上限は定めない)

③個人会員(3名以上の連名によって1件推薦することができる)

ただし、下記の場合は推薦資格を持たないものとする。

- ・技術奨励賞選考委員

- ・当該年度の技術奨励賞被推薦者

(被推薦資格)

第6条 技術奨励賞の被推薦者資格は、本会会員歴5年以上の特別会員の組織に所属する個人または会員歴5年以上の個人会員であって、その年齢が満39歳以下の者とする(産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した場合の取り扱いは別途内規に定める)。ただし下記のいずれかの場合には被推薦対象外とする。

- ①当該年度の支部長および部会長。
- ②当該年度の技術奨励賞選考委員。

(会員歴、年齢の算定期日)

第7条 会員歴及び年齢の算定期日は、いずれも受賞の年の4月1日現在とする。

- 2 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。ただし、事務処理内規第13条に準じ「復会」となった場合は中断前の会員歴を加算して算定することができる。

(推薦方法)

第8条 技術奨励賞の受賞候補者の推薦方法及び日程は、次のとおりとする。

1. 協会は、協会ホームページおよびセラミックス誌、E-mail等で技術奨励賞推薦要項を、支部長・部会長、個人会員および特別会員に周知する。
2. 推薦者は、所定のフォーマットを利用し、下記の書類を添えて、推薦期限までに会長あて推薦する。

①推薦書

②強調すべき業績内容を箇条書きしたもの

③参考資料(学会発表論文、記事、パンフレット等)、特許等のコピー

(類似業績推薦の場合の取扱い)

第9条 複数の推薦者から類似業績で同一被推薦者の推薦があった場合、選考委員会は、当該推薦者間の協議によって「類似の業績内容をまとめる」よう勧奨することができる。

(業績説明)

第10条 技術奨励賞の選考に際し、選考委員会は各業績ごとに業績説明を受ける。ただし、推薦数がある一定の数以上に達した場合、選考委員長長の判断により、選考委員会は第一次選考を実施し、第二次選考から業績説明会を行うこともできる。

2 業績説明者は、原則として本人とする。なお、特段の事情がない場合は、業績説明はあらかじめ録音したものなどは使用せず、会場で本人が発表するものとする。

3 業績説明者は、説明会当日の説明事項をプレゼンテーションのための電子ファイルにまとめ、業績説明資料提出期限までに提出するものとする。なお、業績説明の具体的項目については内規に定め、推薦者および被推薦者には推薦要領で告知を行う。

参考（最近の改訂内容）

2017年11月28日 全面改訂。（表彰制度見直しにより旧協会賞規程より個別の規程となった）

2018年3月5日 第8条第2項変更 理事会承認

2021年11月25日 第2条を15条へ移動、第6条一部（支部長・部会長の被推薦者資格）変更、第10条一部変更、第11条追加

(選考委員の委嘱・構成)

第11条 選考委員の委嘱・構成は、別に定める内規による。

(選考方法)

第12条 技術奨励賞の選考の方法は、別に定める内規による。

(決定)

第13条 会長は、選考委員会からの答申に基づく受賞候補者を、理事会もしくは全理事による評決に従い、受賞者として決定する。

(規程の変更)

第14条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を得て行うものとする。

(表彰および副賞)

第15条 技術奨励賞は、毎年定時総会終了後に開催される表彰式の席上にて表彰を行うものとし、賞状および副賞を授与する。技術奨励賞を授与するときは、受賞者の所属機関の名称を明記する。